



新型コロナウイルスワクチン接種のための休暇（ワクチン休暇）導入について

百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、職員本人にワクチン接種後の副反応があった場合や、職員家族がワクチンを接種する際に付添いが必要な場合には、特別有給休暇等を取得できることとしましたのでお知らせいたします。

また、職員本人が就業時間中にワクチンを接種する場合は、その該当時間を勤務時間として取り扱います。平日でも円滑にワクチン接種を受けられるように就労環境を整備することにより、引き続き職員とその家族の安心・安全を確保し、お客さまが安心してご相談いただけるように、新型コロナウイルス感染拡大防止につとめてまいります。

記

1. 対象者

すべての職員（関連会社の職員を含む）

2. 対象期間

2021年6月15日（火） ～ 政府が定める接種期間に準じる

3. 実施内容

(1) ワクチン接種日の取扱い

職員本人が就業時間中にワクチンを接種する場合、その該当時間を勤務したものとする。

(2) 副反応等による体調不良および家族の接種付添いの取扱い

以下に該当する場合は、最大2日間まで特別有給休暇等を取得できるものとする。

- ・職員本人の接種日翌日以降の副反応等への対応として必要な場合
- ・職員の家族がワクチンを接種する際に付添いが必要な場合

4. 職域接種への取組み

ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図ることを目的として、7月下旬からの職域接種開始に向けた準備を進めております。

以上